平成２３年（フ）第３７７号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目79番地エクリア203号、前住所兵庫県西宮市今津水波町３番10―505号
債務者　盛喜　正則
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８０号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目22番６号
債務者　前北　貴子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０５号
兵庫県尼崎市大島３丁目22番９号サンハイツ大島302
債務者　川本　律子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２号
鳥取県鳥取市瓦町413番地　栄ハイツ202号
債務者　原　　政博
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２号
鳥取県米子市夜見町3072番地33
債務者　三浦　敏実
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２２号
愛媛県今治市南宝来町２丁目７番地17
債務者　原田　和子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第７４号
福岡県飯塚市鯰田1590番地２　県営鯰田団地４棟402号
債務者　大内田和子（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７５号
福岡県飯塚市柏の森110番地66
債務者　石川かをり
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７６号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈875番地16
債務者　秋本　久子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７８号
福岡県飯塚市枝国464番地８　日鉄アパートＣ―104号
債務者　井川　卓也
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３１７号
北九州市八幡西区市瀬３丁目15番３号　Ｂ棟101
債務者　黒木　甲平
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４２号
北九州市八幡西区西神原町２番５号
債務者　太平　宜男
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５７号
北九州市小倉北区足立３丁目２番16―303号　パティナ足立
債務者　有家　泰子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６１号
北九州市門司区大字畑1635番地２
債務者　堀江　康子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６２号
北九州市門司区下馬寄15番５号
債務者　江﨑　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３８２号
北九州市八幡西区上の原３丁目２番１号202
債務者　米倉　明美（旧姓浦）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４５号
福岡県田川郡添田町大字庄2364番地
債務者　吉竹　英樹
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第８７号
宮崎県延岡市岡元町189番地１
債務者　甲斐カオル
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　宮崎地方裁判所延岡支部